

平成 27 年 2 月 13 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 白川 真 殿

ファイブスター投信投資顧問株式会社
代表取締役社長 篠原 直人 ⑩

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額等（本書提出日現在）

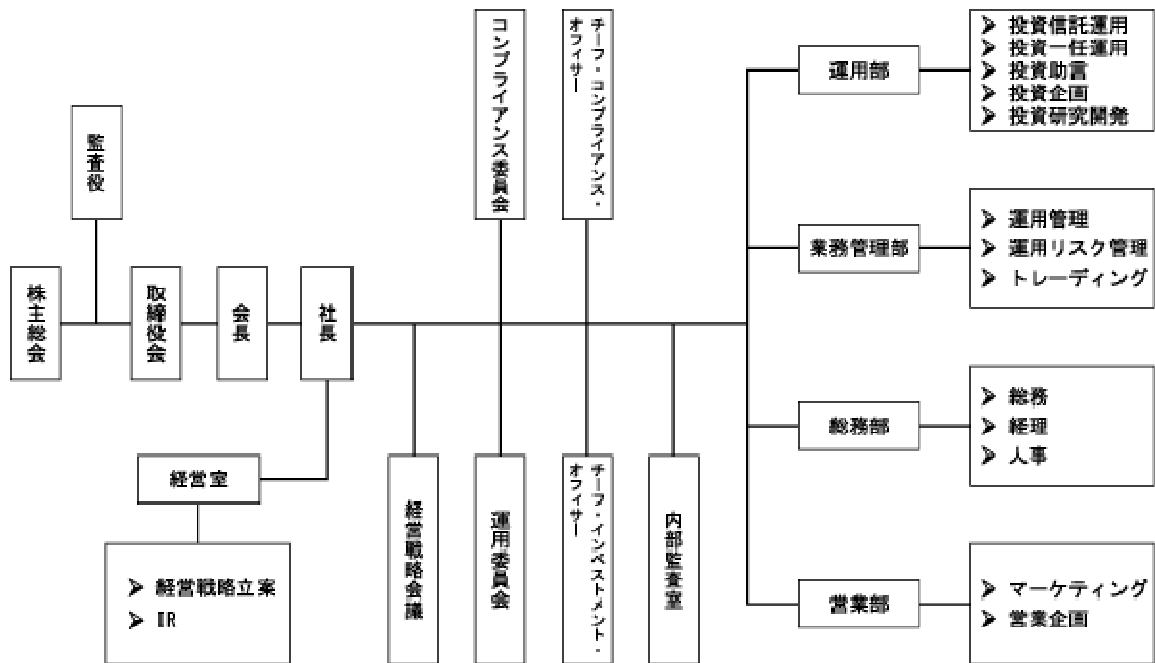
資本金の額	2億1,175万円
発行可能株式総数	10,000株
発行済株式総数	5,780株
最近5年間における資本金の額の増減	平成21年12月18日に資本金6,000万円に増資 平成22年8月27日に資本金7,000万円に増資 平成22年10月28日に資本金8,000万円に増資 平成23年3月24日に資本金1億円に増資 平成23年10月28日に資本金1億500万円に増資 平成23年12月22日に資本金1億2,500万円に増資 平成24年4月2日に資本金1億3,700万円に増資 平成24年4月26日に資本金1億5,200万円に増資 平成24年9月25日に資本金1億6,450万円に増資 平成24年12月25日に資本金1億7,950万円に増資 平成25年3月22日に資本金1億8,175万円に増資 平成25年4月25日に資本金2億675万円に増資 平成26年8月29日に資本金2億1,175万円に増資

(2) 委託会社等の機構

① 委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により取締役 CEO および取締役社長各1名を選定し、また必要に応じて会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

② 組織図



平成27年1月30日現在

③ 投資運用の意思決定機構

1. 運用委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各ファンドの運用計画を決定いたします。

運用委員会は、代表取締役、チーフ・インベストメント・オフィサー、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、業務管理部長、その他代表取締役社長に指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。

2. 運用部に所属するファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をいたします。
3. 運用委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用計画の見直しを行います。

(平成27年1月30日現在)

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成 27 年 1 月 30 日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。

（親投資信託を除きます。）

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託（公募）	3 本	2,784,413,066 円
単位型株式投資信託（私募）	1 本	508,184,294 円
合 計	4 本	3,292,597,360 円

3. 委託会社等の経理状況

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるファイブスター投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号。）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

なお、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成 24 年 9 月 21 日内閣府令第 61 号）附則第 2 条第 2 項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 5 期事業年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の財務諸表ならびに第 6 期中間会計期間（平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 平成25年3月31日	当事業年度 平成26年3月31日
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	35,338	35,335
前払費用	1,417	8,098
未収運用受託報酬	2,675	10,702
未収投資助言報酬	4,170	11,132
未収委託者報酬	—	261
未収消費税等	—	4,742
立替金	—	3,883
預け金	9,621	—
その他	—	1
流動資産合計	53,224	74,159
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 511	※1 1,949
器具備品	※1 942	※1 1,432
有形固定資産合計	1,453	3,382
無形固定資産		
ソフトウェア	153	61
無形固定資産合計	153	61
投資その他の資産		
長期前払費用	100	11,172
差入保証金	4,532	4,532
投資その他の資産合計	4,632	15,704
固定資産合計	6,238	19,147
資産合計	59,463	93,307
負債の部		
流動負債		
預り金	271	554
未払費用	2,382	18,388
未払法人税等	576	689
未払消費税等	21	—
その他	—	361
流動負債合計	3,252	19,994
負債合計	3,252	19,994
純資産の部		
株主資本		
資本金	181,750	206,750
資本剰余金		
資本準備金	44,750	69,750
資本剰余金合計	44,750	69,750
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰延利益剰余金	△170,288	△203,187
利益剰余金合計	△170,288	△203,187
株主資本合計	56,211	73,312
純資産合計	56,211	73,312
負債純資産合計	59,463	93,307

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	8,503	129,720
投資助言報酬	4,170	42,497
委託者報酬	—	4,366
営業収益合計	12,673	176,584
営業費用		
支払手数料	—	2,687
広告宣伝費	7	1,389
調査費	7,474	128,245
調査費	7,464	11,631
委託調査費	9	116,613
営業雑経費	1,519	2,347
通信費	919	899
協会費	600	1,447
営業費用合計	9,001	134,668
一般管理費		
給料	36,174	42,190
役員報酬	15,600	14,700
給与手当	20,574	27,490
福利厚生費	5,172	5,995
交際費	403	645
旅費交通費	1,768	2,076
租税公課	1,145	1,088
不動産賃借料	5,152	7,838
固定資産減価償却費	545	939
諸経費	6,350	9,789
一般管理費合計	56,711	70,566
営業損失 (△)	△53,039	△28,649
営業外収益		
受取利息	8	12
保険金精算遅延金	8	—
その他	—	2
営業外収益合計	16	15
営業外費用		
デリバティブ取引等損益	327	3,914
為替差損	—	54
その他	—	4
営業外費用合計	327	3,973
経常損失 (△)	△53,350	△32,608
特別損失		
固定資産除却損	※1 39	—
特別損失合計	39	—
税引前当期純損失 (△)	△53,390	△32,608
法人税、住民税及び事業税	288	290
当期純損失 (△)	△53,679	△32,898

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
			資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	125,000	12,000	42,500	42,500	△116,609	△116,609	62,890	62,890
当期変動額								
新株の発行	56,750	△12,000	2,250	2,250			47,000	47,000
当期純利益					△53,679	△53,679	△53,679	△53,679
当期変動額合計	56,750	△12,000	2,250	2,250	△53,679	△53,679	△6,679	△6,679
当期末残高	181,750	—	44,750	44,750	△170,288	△170,288	56,211	56,211

当事業年度（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	181,750	44,750	44,750	△170,288	△170,288	56,211	56,211
当期変動額							
新株の発行	25,000	25,000	25,000			50,000	50,000
当期純利益				△32,898	△32,898	△32,898	△32,898
当期変動額合計	25,000	25,000	25,000	△32,898	△32,898	17,102	17,102
当期末残高	206,750	69,750	69,750	△203,187	△203,187	73,312	73,312

重要な会計方針

1. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ
時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
器具備品	4～10年

(2)無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3)長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

消費税等の会計処理方法は、従来税込方式を採用しておりましたが、当事業年度より免税事業者でなくなったため、税抜方式により処理することとしました。この変更による当事業年度における損益に与えている影響額は軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物	73千円	293千円
器具備品	812千円	1,458千円

(損益計算書関係)

※1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
器具備品	39千円	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式 (株)	3,400	1,180	—	4,580

(変更事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加1,180株は、第三者割当増資による新株発行による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当事業年度末 残高
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションと しての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションと しての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—

(注) 第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	4,580	1,000	—	5,580

（変更事由の概要）

普通株式の発行済株式総数の増加1,000株は、第三者割当増資による新株発行による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	
ストック・オプションとしての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	

（注）第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金やデリバティブ取引などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、投資一任契約及び投資助言契約に基づき、契約資産額より受け入れる基本報酬額のうち、未収分を計上した金額であり、契約資産額は証券会社において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから、当社の債権としてのリスクは認識しておりません。

デリバティブ取引については、運用業務における研究・開発を目的としてオプション取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

デリバティブ取引などの資金運用の状況については、取締役会で定めた基準に従い、代表取締役社長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクについては、取締役会で定めた基準に従い、業務管理部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに代表取締役社長に報告し、重要であると判断した場合には臨時取締役会を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、総務部が作成した年度の資金計画を取締役会において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

前事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	35,338	35,338	—
(2) 未収運用受託報酬	2,675	2,675	—
(3) 未収投資助言報酬	4,170	4,170	—
(4) 預け金	9,621	9,621	—
資産計	51,806	51,806	—
(1) 未払費用	(2,382)	(2,382)	—
負債計	(2,382)	(2,382)	—

(*) 負債に計上されているものは、() で示しています。

当事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	35,335	35,335	—
(2) 未収運用受託報酬	10,702	10,702	—
(3) 未収投資助言報酬	11,132	11,132	—
(4) 未収委託者報酬	261	261	—
(5) 未収消費税等	4,742	4,742	—
(6) 立替金	3,883	3,883	—
資産計	66,058	66,058	—
(1) 未払費用	(18,388)	(18,388)	—
負債計	(18,388)	(18,388)	—

(*) 負債に計上されているものは、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

前事業年度（平成25年3月31日）

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 預け金

これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿金額によっております。

負債

(1) 未払費用

短期で決済され、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成26年3月31日）

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収委託者報酬、(5) 未収消費税等、(6) 立替金

これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿金額によっております。

ます。

負債

(1) 未払費用

短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
(1) 差入保証金	4,532	4,532

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (平成25年3月31日)

(単位:千円)

	1年内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	35,338	—	—	—
(2) 未収運用受託報酬	2,675	—	—	—
(3) 未収投資助言報酬	4,170	—	—	—
(4) 預け金	9,621	—	—	—
合計	51,806	—	—	—

当事業年度 (平成26年3月31日)

(単位:千円)

	1年内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	35,335	—	—	—
(2) 未収運用受託報酬	10,702	—	—	—
(3) 未収投資助言報酬	11,132	—	—	—
(4) 未収委託者報酬	261	—	—	—
(5) 未収消費税等	4,742	—	—	—
(6) 立替金	3,883	—	—	—
合計	66,058	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
期末残高がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
期末残高がないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模、変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	あかつきフィナンシャルグループ株式会社	当社取締役 2名 当社従業員 4名
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式700株	普通株式240株
付与日	平成23年3月24日	平成23年6月24日
権利確定条件	—	(注)
対象勤務期間	—	自 平成23年5月31日 至 平成25年6月30日
権利行使期間	自 平成23年3月25日 至 平成26年3月24日	自 平成25年7月 1日 至 平成33年5月31日

(注) (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

(3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	240
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	240
権利確定後 (株)		
前事業年度末	700	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	700	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価額 (円)	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(3) 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

(4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5) スtock・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計 一円

② 当事業年度において行使されたストック・オプションはありません。

当事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

1. 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模、変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	あかつきフィナンシャルグループ株式会社	当社取締役 2名 当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社従業員 4名
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式700株	普通株式240株	普通株式300株
付与日	平成23年3月24日	平成23年6月24日	平成25年7月25日
権利確定条件	—	(注)	(注)
対象勤務期間	—	自 平成23年5月31日 至 平成25年6月30日	自 平成25年6月27日 至 平成27年7月31日
権利行使期間	自 平成23年3月25日 至 平成26年3月24日	自 平成25年7月1日 至 平成33年5月31日	自 平成27年8月1日 至 平成35年6月30日

(注) (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

(3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1

個未満の行使はできないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	240	—
付与	—	—	300
失効	—	—	—
権利確定	—	240	—
未確定残	—	—	300
権利確定後(株)			
前事業年度末	700	—	—
権利確定	—	240	—
権利行使	—	—	—
失効	700	—	—
未行使残	—	240	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価額(円)	50,000	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(3) 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。その結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5) ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計 一円

② 当事業年度において行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成 25 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 26 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
未払事業税	109 千円	141 千円
繰越欠損金	60,690	71,290
繰延税金資産小計	60,800	71,432
評価性引当額	△60,800	△71,432
繰延税金資産合計	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差額の原因となった主要な内訳

当事業年度は税引前当期純損失となっており、且つ税務上の課税所得も発生していないため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 10 号)の施行に伴い、「復興特別法人税等に関する政令の一部を改正する政令」(平成 26 年政令第 151 号)が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の 38.01%から 35.64%に変更されております。この税率変更による影響はありません。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであり重要性に乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

前事業年度 (自 平成24年4月1日至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

日本	欧州	合計
4,139	8,534	12,673

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	合計
6,165	170,419	176,584

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成24年4月1日至 平成25年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
Asia Equity Income Fund	4,170	-
Japan Equity Multi Strategy Fund	2,493	-
Asian High Yield Fund	1,870	-

当事業年度（自 平成25年4月1日至 平成26年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
TAIKI Japan Equity Long Short Fund	52,286	-
Asia Equity Income Plus Strategy Fund	42,497	-
Asian High Yield Fund	24,439	-
TOKOSHIE Japan Equity LS Fund	19,510	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出 資金 (千円)	事業の内容又 は職業	議決権等の所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要 株主	水森 誠	-	-	会社員	(被所有) 直接22.1	-	第三者割当増 資	18,000 (360株)	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の行った第三者割当増資を1株当たり50,000円で引き受けたものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出 資金 (千円)	事業の内容又 は職業	議決権等の所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要 株主	日産センチュ リー証券株式 会社	東京都 中央区	1,500,000	証券業	(被所有) 直接17.9	-	第三者割当増 資	50,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の行った第三者割当増資を1株当たり50,000円で引き受けたものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産	12,273.19円	13,138.53円
1株当たり当期純損失金額	12,998.13円	5,966.04円

(注) 1. 潜在株式調整後1株あたり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株あたり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株あたり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純損失(千円)	53,679	32,898
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(千円)	53,679	32,898
普通株式の期中平均株式数(株)	4,130	5,514

(重要な後発事象)

平成26年8月8日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成26年8月29日に払い込みが完了しました。

- | | |
|---------------------|--------------|
| ① 発行した株式の種類及び数 | 当社普通株式 200株 |
| ② 発行した株式の発行価額 | 1株につき50,000円 |
| ③ 発行価額の総額 | 10,000千円 |
| ④ 発行価額のうち資本金へ組み入れる額 | 1株につき25,000円 |
| ⑤ 資本組み入れ総額 | 5,000千円 |
| ⑥ 払込期日 | 平成26年8月29日 |
| ⑦ 資金使途 | 財務体質の強化 |

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		37,938
前払費用		7,527
未収運用受託報酬		32,268
未収投資助言報酬		13,129
未収委託者報酬		3,147
未収消費税等		5,702
立替金		3,154
その他		74
流動資産合計		102,941
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1	1,812
器具備品	*1	1,142
有形固定資産合計		2,955
無形固定資産		
ソフトウェア		15
無形固定資産合計		15
投資その他の資産		
長期前払費用		7,857
差入保証金		4,755
投資その他の資産合計		12,612
固定資産合計		15,583
資産合計		118,524
負債の部		
流動負債		
預り金		870
未払費用		35,149
未払法人税等		473
仮受金		1,222
流動負債合計		37,715
負債合計		37,715
純資産の部		
株主資本		
資本金		211,750
資本剰余金		
資本準備金		74,750
資本剰余金合計		74,750
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△205,690
利益剰余金合計		△205,690
株主資本合計		80,809
純資産合計		80,809
負債・純資産合計		118,524

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
営業収益		
運用受託報酬		103,443
投資助言報酬		28,484
委託者報酬		9,617
営業収益合計		141,545
営業費用		
支払手数料		11,278
広告宣伝費		381
調査費		80,310
委託調査費		75,322
調査費		4,988
営業雑経費		1,859
通信費		616
協会費		1,243
営業費用合計		93,829
一般管理費		
給料		33,947
役員報酬		7,800
給与手当		22,484
賞与		3,662
福利厚生費		3,996
交際費		320
旅費交通費		1,304
租税公課		575
不動産賃借料		3,919
固定資産減価償却費	*1	473
諸経費		5,522
一般管理費合計		50,058
営業損失 (△)		△2,342
営業外収益		
受取利息		3
その他		30
営業外収益合計		34
営業外費用		
為替差損		50
営業外費用合計		50
経常損失 (△)		△2,358
税引前中間純損失 (△)		△2,358
法人税、住民税及び事業税		145
中間純損失 (△)		△2,503

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	206,750	69,750	69,750	△203,187	△203,187	73,312	73,312
当中間期変動額							
新株の発行	5,000	5,000	5,000			10,000	10,000
中間純損失				△2,503	△2,503	△2,503	△2,503
当中間期変動額合計	5,000	5,000	5,000	△2,503	△2,503	7,497	7,497
当中間期末残高	211,750	74,750	74,750	△205,690	△205,690	80,809	80,809

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 9 月 30 日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">建物 8年～15年 器具備品 4年～10年</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収 可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (平成 26 年 9 月 30 日)	
*1	有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。
建物	430 千円
器具備品	1,747 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
*1 固定資産の減価償却実施額は、次の通りであります。	
有形固定資産	427 千円
無形固定資産	45 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	5,580	200	—	5,780

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加 200 株は、第三者割当増資による新株発行による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当中間会計期間末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	
ストック・オプションとしての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	
ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	

(注) 第3回及び第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間 (自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 26 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。 ((注 2)参照)。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	37,938	37,938	—
(2) 未収運用受託報酬	32,268	32,268	—
(3) 未収投資助言報酬	13,129	13,129	—
(4) 未収委託者報酬	3,147	3,147	—
(5) 未収消費税等	5,702	5,702	—
(6) 立替金	3,154	3,154	—
資産計	95,339	95,339	—
(1) 未払費用	(35,149)	(35,149)	—
負債計	(35,149)	(35,149)	—

(*) 負債に計上されているものは、() で示しています。

(注 1) 金融商品の時価の算定並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収委託者報酬、(5) 未収消費税等、(6) 立替金

これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払費用

短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
(1) 差入保証金	4,755

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 当中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）に付与したストック・オプションの内容

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 6名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式300株
付与日	平成26年7月25日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	—
権利行使期間	自 平成28年8月1日 至 平成36年6月30日
権利行使価額(円)	50,000
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注)①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

③新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 9 月 30 日）

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	欧州	合計
9,617	131,927	141,545

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	37,380	-
TAIKI Japan Equity Long Short Fund	32,432	-
Asia Equity Income fund	24,679	-

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
1株当たり純資産額	13,980円92銭
1株当たり中間純損失金額	445円73銭
<p>(注) 1. 潜在株式調整後1株あたり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株あたり中間純損失であるため記載しておりません。</p> <p>2. 当中間会計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)における1株あたり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>	
中間損益計算書上の中間純損失	2,503千円
普通株式に係る中間純損失	2,503千円
普通株式に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	5,616株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 平成27年2月16日
作成基準日 平成27年1月29日

本店所在地 東京都中央区入船一丁目2番9号
八丁堀MFビル8階
お問い合わせ先 総務部

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 9 月 25 日

ファイブスター投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立野 晴朗 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 5 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の平成 26 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成 26 年 8 月 8 日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成 26 年 8 月 29 日に払込みが完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 27 年 1 月 29 日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人
指 定 社 員 公 認 会 計 士 立 野 晴 朗 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 6 期事業年度の中間会計期間（平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の平成 26 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれておりません。